

9 市たばこ税

(1) 年度別税額等

年 度 項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国内産たばこ	本 数 (本)	65,447,454	62,532,705	60,064,712	59,658,234	57,086,236
	前年比 (%)	91.5	95.5	96.1	99.3	95.7
	税 額 (円)	382,579,648	392,517,839	393,543,994	390,880,745	374,029,018
	前年比 (%)	94.0	102.6	100.3	99.3	95.7
外国産たばこ	本 数 (本)	68,474,797	71,406,589	75,014,569	74,679,002	74,449,991
	前年比 (%)	97.9	104.3	105.1	99.6	99.7
	税 額 (円)	400,893,524	449,024,573	491,495,455	489,296,821	487,796,338
	前年比 (%)	100.7	112.0	109.5	99.6	99.7
合 計	本 数 (本)	133,922,251	133,939,294	135,079,281	134,337,236	131,536,227
	前年比 (%)	93.2	100.0	100.9	99.5	97.9
	税 額 (円)	786,533,375	844,927,086	885,039,449	880,177,566	861,825,356
	前年比 (%)	96.6	107.4	104.7	99.5	97.9

(注)市たばこ税手持品課税額については、「合計」欄の税額に含める。

(令和2年度・令和3年度)

(2) 税率の推移

年 度	税 率
平成15年度～平成17年度	*平成15年4月1日から平成15年6月30日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき2,668円 ② 旧3級品／1,000本につき1,266円 *平成15年7月1日から平成18年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき2,977円 ② 旧3級品／1,000本につき1,412円
平成18年度～平成21年度	*平成18年4月1日から平成18年6月30日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき2,977円 ② 旧3級品／1,000本につき1,412円 *平成18年7月1日から平成22年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき3,298円 ② 旧3級品／1,000本につき1,564円
平成22年度～平成24年度	*平成22年4月1日から平成22年9月30日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき3,298円 ② 旧3級品／1,000本につき1,564円 *平成22年10月1日から平成25年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき4,618円 ② 旧3級品／1,000本につき2,190円
平成25年度～平成27年度	*平成25年4月1日から平成28年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,262円 ② 旧3級品／1,000本につき2,495円
平成28年度	*平成28年4月1日から平成29年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,262円 ② 旧3級品／1,000本につき2,925円
平成29年度	*平成29年4月1日から平成30年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,262円 ② 旧3級品／1,000本につき3,355円
平成30年度	*平成30年4月1日から平成30年9月30日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,262円 ② 旧3級品／1,000本につき4,000円 *平成30年10月1日から平成31年3月31日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,692円 ② 旧3級品／1,000本につき4,000円
令和元年度	*平成31年4月1日から令和元年9月30日までの売渡し分 ① 旧3級品以外／1,000本につき5,692円 ② 旧3級品／1,000本につき4,000円 *令和元年10月1日から令和2年3月31日までの売渡し分 ○ 1,000本につき5,692円
令和2年度	*令和2年4月1日から令和2年9月30日までの売渡し分 ○ 1,000本につき5,692円 *令和2年10月1日から令和3年3月31日までの売渡し分 ○ 1,000本につき6,122円
令和3年度～	*令和3年4月1日から令和3年9月30日までの売渡し分 ○ 1,000本につき6,122円 *令和3年10月1日からの売渡し分 ○ 1,000本につき6,552円